

組合慶弔金給付規程の改正について

2019. 2. 5 中央委員会への執行部提案

1 提案

改正案の通り組合慶弔金給付制度規程を改正します。規程第6条に基づき、中央委員会（2019年2月5日）で決定し、直後の大会で承認を得ます。

2 改正の趣旨

(1) 現在の組合慶弔金制度は旧厚生会の資金の一部を原資として引き継ぎ、2011年に組合の独自制度として始まりました。その際、運用の原資を当時の引受金のみとし、新たに掛金を徴収することなく、将来の資金確保についてはあえて斟酌せずに制度を出発させました。

その後、当然のことながら原資は減り続けましたが、少しでも長く制度を存続させるべきという組合員の声も強く、2016年には、給付金額を引き下げる改正を行いました。その後も組合執行部は、制度の存廃を含め検討を続けてきました。

2018年の定期大会では、組合の活性化のために闘争資金を活用していく方針が決議され、2018年11月の第2回中央委員会において、2019年期から2023年期の5年間、組合慶弔金制度の存続のために闘争資金を活用することが確認されました。

(2) 今回の改正は、①多数の組合員がまんべんなく確実に給付を受けられるよう給付項目を増やすこと（給付単価は引き下げる）、②パートタイム職員の組合費引き下げに対応すること、③申請者（役員）の定義を実態に合わせる、の3点を趣旨として行われるものです。

3 別表の適用時期

改正日（2019年4月1日）以降の事由発生から改定した別表を適用します。

4 付記

この改正が組合の活力を増し、組合の魅力を高める効果を発揮することを期待します。毎年、制度改正の効果を分析し、5年後に向けて議論を継続していく必要があります。

以上

組合慶弔金給付規程（改正案） 太字部分が改正箇所

（目的）

第1条 この規程は、組合員の慶弔禍福に際し支給する慶弔見舞金について定める。

（給付対象及び申請期限）

第2条 給付対象者は、給付事由が発生した日において組合に加入している組合員とする。

- 2 組合員でなくなった日から起算して6月を経た日、又は給付事由が発生した日から起算して2年を経た日のうち早い方を申請終了期限とする。

（申請者）

第3条 本人もしくは本人以外の~~本部・支部の選挙で選ばれた役員~~本部支部役員・支部評議員（以下、組合役員等。~~ただし病院支部においては評議員を含む~~）が所定の書式（様式1）で組合事務室に申請する。申請にあたっては組合役員等の署名を要する。

（給付）

第4条 給付は原則として本人への現金による手渡しとし、受け取りの署名、押印を要する。~~本人死亡の場合は家族を受取人とする。~~

- 2 給付金額は別表のとおりとする。ただし、パートタイム職員はその2分の1の額とする。

（会計）

第5条 この制度は2011年3月末に厚生会から引き継いだ資金で運用する。組合の会計年度とあわせ、年に1度、大会で会計報告を行い承認を得る。

（規程の改廃）

第6条 この規定の改廃は大会で決定する。ただし、急を要する場合は中央委員会で決定し直後の大会で承認を得る。

附則

- 1 2010年4月1日から2011年3月31日まで当時の厚生会の会員であった組合員

は、2010年4月1日以降に発生した事由についても請求日において組合員であることを条件に給付の対象とする。

- 2 2011年度に限り、会計年度を2011年4月1日から2012年5月31日までとする。
- 3 この規程は2011年4月1日から施行する。

別表

区分	給付する事由	給付金額 (旧)	給付金額 (新)
1 死亡	組合員本人が死亡	100,000円	廃止
	組合員の配偶者が死亡	50,000円	10,000円
	組合員の子が死亡 (養子、継子、死産4ヶ月以上の子を含む)	30,000円	10,000円
	組合員の親が死亡 (配偶者の親、養父、養母、継父、継母を含む)	10,000円	5,000円
2 結婚	組合員本人が結婚	10,000円	5,000円
3 出産	組合員本人及び配偶者が出産	(新規)	5,000円
4 固有職員化	組合員本人が非正規職員から固有職員に転換	(新規)	5,000円
5 無期雇用化	組合員本人が有期雇用職員から無期雇用へ転換	(新規)	5,000円
6 組合加入	組合に加入して10年、20年、30年、40年、50年が経過	(新規)	5,000円

(改正)

第1回改正＝2016年6月1日

第2回改正＝2019年4月1日